

件名	亀山市議会会議規則の一部を改正する規則	議会事務局 議事調査室
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>亀山市議会基本条例第8条では、委員会においては、地方自治法で定める公聴会制度や参考人制度を活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めることが規定されています。</p> <p>地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）により、本会議においても公聴会の開催、参考人の招致をすることができるようになったことから、市議会の本会議においてもこの制度を導入し、更に開かれた議会を目指していくため、本規則について所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>(1) 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、必要な事項を公示することとします。 &lt;第76条関係&gt;</p> <p>(2) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならないこととします。 &lt;第77条関係&gt;</p> <p>(3) 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」といいます。）の決定方法について規定します。 &lt;第78条関係&gt;</p> <p>(4) 公述人の発言方法等について規定します。 &lt;第79条関係&gt;</p> <p>(5) 議員と公述人の質疑は、議員が公述人に対してのみ質疑できることとします。 &lt;第80条関係&gt;</p> <p>(6) 代理人や文書による意見の陳述は、原則としてできないこととします。 &lt;第81条関係&gt;</p> <p>(7) 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、必要な事項を通知しなければならないこととし、参考人に係る発言、質疑及び意見陳述は、公述人に準じることとします。 &lt;第82条関係&gt;</p> <p>(8) 地方自治法第100条第12項に規定する「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」として、議会改革推進会議及び検討</p>		

部会と広聴広報委員会を設けることとし、目的、構成員等を定めることと  
します。

<別表関係>

### 3 その他

施行日は、平成25年3月1日とします。

ただし、(8)については平成25年4月1日とします。